

## 省エネ届出（第三面）

（【15. 建築物全体のエネルギー消費性能】部分について）

《複合建築物（共同住宅＋非住宅（標準入力法））》

記載例

(第三面)

建築物エネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画

[建築物に関する事項]

【1. 地名地番】	
【2. 敷地面積】	m <sup>2</sup>
【3. 建築面積】	m <sup>2</sup>
【4. 延べ面積】	m <sup>2</sup>
【5. 建築物の階数】	(地上) 階 (地下) 階
【6. 建築物の用途】	<input type="checkbox"/> 非住宅建築物 <input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅等 <input type="checkbox"/> 複合建築物
【7. 建築物の住戸の数】	建築物全体 戸
【8. 工事種別】	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築
【9. 建築物の床面積】	(床面積) (開放部分を除いた部分の床面積)
【イ. 新築】	( m <sup>2</sup> ) ( m <sup>2</sup> )
【ロ. 増築】	全体 ( m <sup>2</sup> ) ( m <sup>2</sup> )
	増築部分 ( m <sup>2</sup> ) ( m <sup>2</sup> )
【ハ. 改築】	全体 ( m <sup>2</sup> ) ( m <sup>2</sup> )
	改築部分 ( m <sup>2</sup> ) ( m <sup>2</sup> )
【10. 構造】	造 一部 造
【11. 法附則第3条の適用の有無】	<input type="checkbox"/> 有 (竣工年月日 年 月 日 竣工) <input type="checkbox"/> 無
【12. 基準省令附則第2条の適用の有無】	<input type="checkbox"/> 有 (国土交通大臣が定める基準に適合するもの) <input type="checkbox"/> 無
【13. 基準省令附則第3条又は第4条の適用の有無】	<input type="checkbox"/> 有 (竣工年月日 年 月 日 竣工) <input type="checkbox"/> 無
【14. 該当する地域の区分】	地域
【15. 建築物全体のエネルギー消費性能】	
【イ. 非住宅建築物】	
(一次エネルギー消費量に関する事項)	
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第1号イの基準	
基準一次エネルギー消費量	GJ/年
設計一次エネルギー消費量	GJ/年

BEI ( )

基準省令第1条第1項第1号ロの基準

BEI ( )

国土交通大臣が認める方法及びその結果  
( )

【ロ. 一戸建ての住宅】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準

外皮平均熱貫流率  $W/(m^2 \cdot K)$  (基準値  $W/(m^2 \cdot K)$ )

冷房期の平均日射熱取得率 (基準値 )

基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準

外皮平均熱貫流率  $W/(m^2 \cdot K)$  (基準値  $W/(m^2 \cdot K)$ )

冷房期の平均日射熱取得率 (基準値 )

基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果  
( )

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ( )

基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準

BEI ( )

基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果  
( )

【ハ. 共同住宅等】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果  
( )

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 ( 第1号  第2号)

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ( )

基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 ( 第1号  第2号)

BEI ( )

基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果  
( )

【二. 複合建築物】

■基準省令第1条第1項第3号イの基準  
(非住宅部分)

(一次エネルギー消費量に関する事項)

■基準省令第1条第1項第1号イの基準

基準一次エネルギー消費量 1,400.0 GJ/年 「その他一次エネルギー消費量」を  
設計一次エネルギー消費量 1,050.0 GJ/年 含む値を記入

BEI ( 0.66 )

BEI (小数点第二位未満を切り上げ)  
「その他一次エネルギー消費量」を除いた値で算出

基準省令第1条第1項第1号ロの基準

BEI ( )

国土交通大臣が認める方法及びその結果  
( )

(住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

■基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果  
( )

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

■基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 ( 第1号 第2号 )

基準一次エネルギー消費量 200 GJ/年 「その他一次エネルギー消費量」を  
設計一次エネルギー消費量 150 GJ/年 含む値を記入

BEI ( 0.80 )

BEI (小数点第二位未満を切り上げ)  
「その他一次エネルギー消費量」を除いた値で算出

基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 ( 第1号 第2号 )

BEI ( )

基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果  
( )

基準省令第1条第1項第3号ロの基準

(複合建築物)

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 ( 第1号 第2号 )

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ( )

(住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準

- 基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準
- 国土交通大臣が認める方法及びその結果  
( )
- 基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外

【16. 工事着手予定年月日】 年 月 日

【17. 工事完了予定年月日】 年 月 日

【18. 備考】

## 省エネ届出（第三面）

（【15. 建築物全体のエネルギー消費性能】部分について）

《複合建築物（共同住宅＋非住宅（モデル建物法））》

記載例

(第三面)

建築物エネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画

[建築物に関する事項]

【1. 地名地番】	
【2. 敷地面積】	m <sup>2</sup>
【3. 建築面積】	m <sup>2</sup>
【4. 延べ面積】	m <sup>2</sup>
【5. 建築物の階数】	(地上) 階 (地下) 階
【6. 建築物の用途】	<input type="checkbox"/> 非住宅建築物 <input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅等 <input type="checkbox"/> 複合建築物
【7. 建築物の住戸の数】	建築物全体 戸
【8. 工事種別】	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築
【9. 建築物の床面積】	(床面積) (開放部分を除いた部分の床面積)
【イ. 新築】	( m <sup>2</sup> ) ( m <sup>2</sup> )
【ロ. 増築】	全体 ( m <sup>2</sup> ) ( m <sup>2</sup> )
	増築部分 ( m <sup>2</sup> ) ( m <sup>2</sup> )
【ハ. 改築】	全体 ( m <sup>2</sup> ) ( m <sup>2</sup> )
	改築部分 ( m <sup>2</sup> ) ( m <sup>2</sup> )
【10. 構造】	造 一部 造
【11. 法附則第3条の適用の有無】	<input type="checkbox"/> 有 (竣工年月日 年 月 日 竣工) <input type="checkbox"/> 無
【12. 基準省令附則第2条の適用の有無】	<input type="checkbox"/> 有 (国土交通大臣が定める基準に適合するもの) <input type="checkbox"/> 無
【13. 基準省令附則第3条又は第4条の適用の有無】	<input type="checkbox"/> 有 (竣工年月日 年 月 日 竣工) <input type="checkbox"/> 無
【14. 該当する地域の区分】	地域
【15. 建築物全体のエネルギー消費性能】	
【イ. 非住宅建築物】	
(一次エネルギー消費量に関する事項)	
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第1号イの基準	
基準一次エネルギー消費量	GJ/年
設計一次エネルギー消費量	GJ/年

BEI ( )

基準省令第1条第1項第1号ロの基準

BEI ( )

国土交通大臣が認める方法及びその結果  
( )

【ロ. 一戸建ての住宅】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準

外皮平均熱貫流率  $W/(m^2 \cdot K)$  (基準値  $W/(m^2 \cdot K)$ )

冷房期の平均日射熱取得率 (基準値 )

基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準

外皮平均熱貫流率  $W/(m^2 \cdot K)$  (基準値  $W/(m^2 \cdot K)$ )

冷房期の平均日射熱取得率 (基準値 )

基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果  
( )

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準一次エネルギー消費量  $GJ/年$

設計一次エネルギー消費量  $GJ/年$

BEI ( )

基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準

BEI ( )

基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果  
( )

【ハ. 共同住宅等】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果  
( )

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 ( 第1号  第2号)

基準一次エネルギー消費量  $GJ/年$

設計一次エネルギー消費量  $GJ/年$

BEI ( )

基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 ( 第1号  第2号)

BEI ( )

基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準



国土交通大臣が認める方法及びその結果  
( )

【二. 複合建築物】

■基準省令第1条第1項第3号イの基準  
(非住宅部分)

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第1号イの基準  
基準一次エネルギー消費量 GJ/年  
設計一次エネルギー消費量 GJ/年  
BEI ( )

■基準省令第1条第1項第1号ロの基準

BEI ( 0.66 ) **BEImを記入**

国土交通大臣が認める方法及びその結果  
( )

(住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

■基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果  
( )

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

■基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 ( 第1号 第2号 )

基準一次エネルギー消費量 200 GJ/年 「その他一次エネルギー消費量」を  
設計一次エネルギー消費量 150 GJ/年 含む値を記入

BEI ( 0.80 ) **BEI (小数点第二位未満を切り上げ)  
「その他一次エネルギー消費量」を除いた値で算出**

基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 ( 第1号 第2号 )

BEI ( )

基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果  
( )

基準省令第1条第1項第3号ロの基準

(複合建築物)

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 ( 第1号 第2号 )

基準一次エネルギー消費量 GJ/年  
設計一次エネルギー消費量 GJ/年  
BEI ( )

(住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準

- 基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準
- 国土交通大臣が認める方法及びその結果  
( )
- 基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外

【16. 工事着手予定年月日】 年 月 日

【17. 工事完了予定年月日】 年 月 日

【18. 備考】

## 省エネ届出（第三面）

（【15. 建築物全体のエネルギー消費性能】部分について）

《複合建築物（共同住宅＋非住宅（統合評価））》

記載例

(第三面)

建築物エネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画

[建築物に関する事項]

【1. 地名地番】	
【2. 敷地面積】	m <sup>2</sup>
【3. 建築面積】	m <sup>2</sup>
【4. 延べ面積】	m <sup>2</sup>
【5. 建築物の階数】	(地上) 階 (地下) 階
【6. 建築物の用途】	<input type="checkbox"/> 非住宅建築物 <input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅等 <input type="checkbox"/> 複合建築物
【7. 建築物の住戸の数】	建築物全体 戸
【8. 工事種別】	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築
【9. 建築物の床面積】	(床面積) (開放部分を除いた部分の床面積)
【イ. 新築】	( m <sup>2</sup> ) ( m <sup>2</sup> )
【ロ. 増築】	全体 ( m <sup>2</sup> ) ( m <sup>2</sup> ) 増築部分 ( m <sup>2</sup> ) ( m <sup>2</sup> )
【ハ. 改築】	全体 ( m <sup>2</sup> ) ( m <sup>2</sup> ) 改築部分 ( m <sup>2</sup> ) ( m <sup>2</sup> )
【10. 構造】	造 一部 造
【11. 法附則第3条の適用の有無】	<input type="checkbox"/> 有 (竣工年月日 年 月 日 竣工) <input type="checkbox"/> 無
【12. 基準省令附則第2条の適用の有無】	<input type="checkbox"/> 有 (国土交通大臣が定める基準に適合するもの) <input type="checkbox"/> 無
【13. 基準省令附則第3条又は第4条の適用の有無】	<input type="checkbox"/> 有 (竣工年月日 年 月 日 竣工) <input type="checkbox"/> 無
【14. 該当する地域の区分】	地域
【15. 建築物全体のエネルギー消費性能】	
【イ. 非住宅建築物】	
(一次エネルギー消費量に関する事項)	
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第1号イの基準	
基準一次エネルギー消費量	GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ( )

基準省令第1条第1項第1号ロの基準

BEI ( )

国土交通大臣が認める方法及びその結果  
( )

【ロ. 一戸建ての住宅】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準

外皮平均熱貫流率 W( $\text{m}^2 \cdot \text{K}$ ) (基準値 W( $\text{m}^2 \cdot \text{K}$ ))

冷房期の平均日射熱取得率 (基準値 )

基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準

外皮平均熱貫流率 W( $\text{m}^2 \cdot \text{K}$ ) (基準値 W( $\text{m}^2 \cdot \text{K}$ ))

冷房期の平均日射熱取得率 (基準値 )

基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果  
( )

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ( )

基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準

BEI ( )

基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果  
( )

【ハ. 共同住宅等】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果  
( )

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 ( 第1号  第2号)

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ( )

基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 ( 第1号  第2号)

BEI ( )

- 基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準
- 国土交通大臣が認める方法及びその結果  
( )

【ニ. 複合建築物】

- 基準省令第1条第1項第3号イの基準  
(非住宅部分)

(一次エネルギー消費量に関する事項)

- 基準省令第1条第1項第1号イの基準  
基準一次エネルギー消費量            GJ/年  
設計一次エネルギー消費量            GJ/年  
BEI ( )

- 基準省令第1条第1項第1号ロの基準  
BEI ( )

- 国土交通大臣が認める方法及びその結果  
( )

(住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

- 基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準
- 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準
- 基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準
- 国土交通大臣が認める方法及びその結果  
( )

- 基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

- 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準  
基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (  第1号  第2号 )  
基準一次エネルギー消費量            GJ/年  
設計一次エネルギー消費量            GJ/年  
BEI ( )

- 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準  
基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (  第1号  第2号 )  
BEI ( )

- 基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準
- 国土交通大臣が認める方法及びその結果  
( )

複合建築物全体のエネルギー消費量によって基準適合していることを示す場合はこちらに記載

■ 基準省令第1条第1項第3号ロの基準

(複合建築物)

(一次エネルギー消費量に関する事項)

- 基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (  第1号  第2号 )  
基準一次エネルギー消費量            GJ/年  
設計一次エネルギー消費量            GJ/年  
BEI ( )

(住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

- 基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準

- 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準
- 基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準
- 国土交通大臣が認める方法及びその結果  
( )
- 基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外

【16. 工事着手予定年月日】 年 月 日

【17. 工事完了予定年月日】 年 月 日

【18. 備考】